

第6回児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議・  
議事概要

1. 日時

令和2年1月28日(火) 11時30分～12時00分

2. 場所

中央合同庁舎5号館18階 厚生労働省専用第22会議室

3. 出席者

厚生労働副大臣 稲津 久

内閣官房内閣審議官(厚生労働省子ども家庭局併任) 依田 泰

内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 嶋田 裕光

内閣府男女共同参画局長 池永 肇恵

警察庁生活安全局長 小田部 耕治

総務省自治財政局長 内藤 尚志

法務省大臣官房審議官 竹内 努

法務省刑事局長 川原 隆司

法務省人権擁護局長 菊池 浩

文部科学省総合教育政策局社会教育振興総括官 寺門 成真

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 大濱 健志

厚生労働省子ども家庭局長 渡辺 由美子

厚生労働省子ども家庭局総務課長 宮本 直樹

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長 成松 英範

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長 柴田 拓己

厚生労働省社会・援護局長 谷内 繁

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 橋本 泰宏

厚生労働省政策統括官(総合政策担当) 付参事官(総合政策統括担当) 田中 佐智子

4. 議事概要

○挨拶

【稲津厚生労働副大臣】

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議の開催につきまして、一言御挨拶を申し上げます。

児童虐待については、これまで関係閣僚会議において、児童虐待防止対策の抜本的強化などを決定し、対策を講じるとともに、昨年の通常国会では、親権者等による体罰の禁止や、児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化等を定めた児童福祉法等の改正法が成立し、本年4月に施行される。こうした対策の実現に向けて、厚生労働省として、改正法の施行の準備を進めるとともに、来年度予算案等について、児童相談所に配置される児童福祉司等の処遇改善、児童相談所への弁護士、医師、警察OBの配置促進、一時保護所の環境改善への体制強化などを盛り込んでいる。また、関係府省庁においても、必要な予算の確保などを行っていただいたところである。

本日、こうした取組み内容を共有し、関係府省庁の連携を深めることにより、政府一丸となって、更なる児童虐待防止対策の強化に取り組むため、引き続きご協力いただきたい。

## ○児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について

### 【柴田厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長】

厚生労働省においては、本年3月に関係閣僚会議で決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を踏まえ、児童虐待防止対策の強化に向けて必要な取組を予算案等に盛り込んでいる。資料1に記載されている主な取組を説明する。

まず、児童相談所の設置促進及び抜本的な体制強化等である。児童相談所の児童福祉司等の職員は児童虐待に関する通告への対応、あるいは介入的な対応や、夜間・休日の緊急的な対応に備える必要があり、こうした精神的・肉体的負担が大きいということである。この業務の困難性や独自性に鑑みて、現在、地方交付税において算定されている児童福祉司に係る特殊勤務手当について、月額2万円相当まで処遇改善を図るとともに、児童心理師及び保健師を新たに算入対象に加えたところである。併せて、一時保護所の保育士等についても、児童入所施設措置費の事務費算定上における特殊業務手当を月額2万円まで拡充することとしている。

このほか、児童相談所の設置に向けて必要となる代替職員の確保及び児童相談所の採用活動に係る支援、児童相談所に弁護士、医師、警察OBの配置が進むよう、それぞれの事業について補助単価の拡充を図ることとしている。

次に、児童相談所一時保護所における受入体制の抜本的強化である。一時保護所が安全で安心な場となるよう職員配置を現行の最大4：1から最大2：1まで改善を図る。施設整備に係る費用補助についても、基礎単価を2倍強とするなど、抜本的強化な拡充を図ることとしている。加えて、自治体負担分における地方債充当率及びその元利償還金に係る地方交付税措置の拡充も図られる。さらに、一時保護をしている子どもが適切に教育を受けられるよう、学校等に通園・通学するための支援について補助単価の拡充を図ることとしている。

また、近年発生した児童虐待事案における課題を踏まえ、転居した際に自治体間での確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村間において、夜間・休日も含めて、日常的に迅速な情報共有を行うことができるよう、全国統一の情報共有システムの開発を進めるとともに、自治体におけるシステム改修の補助に必要な予算を計上している。

国民全体でしつけのための体罰を行わない子育てを推進するため、体罰に関する広報啓発として、8千万円を計上している。

最後に、児童相談所全国共通ダイヤル189について、昨年12月3日から通話料を無料としている。併せて、相談専用ダイヤルを開設するなど、利便性の向上を図った。

続いて、資料2に基づき、昨年6月に成立した児童虐待対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた対応状況について説明する。

まず、児童虐待の防止に向けての課題を整理し、都道府県や市町村における体制の強化を進めるために、地方との協議の場を設置するとともに、個別の論点について、2つのワーキンググループを設置し、検討を行っている。

また、児童福祉法等の一部改正に伴い、親権者等による体罰の禁止が規定されたことを受けて設置した検討会において、体罰の範囲や禁止する考え方、体罰等によらない子育ての推進の方策について、取りまとめを行っている。

さらに、子ども家庭福祉の専門職の資格の在り方や資質の向上について、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下にワーキンググループを設置し、検討を行っているほか、子どもの権利を擁護する仕組みの在り方等について、去年の12月19日に第1回のワーキンググループを設置し、検討を行っている。

続いて、資料3の「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」をご覧ください。母子保健施策は、広く妊産婦等と接する機会が多く、児童虐待の予防や早期発見の観点からも重要な役割を担っている。これまでも児童虐待防止に資する乳幼児健診の取組等について、厚生労働省より自治体に周知しているが、平成30年12月に福岡県田

川市で1歳の男の子が亡くなった事案を受けて、母子保健施策を通じた児童虐待防止対策について、現時点における課題と考えられる事項の対応策を取りまとめている。

本事案については、福岡県田川市の住宅で、1歳男児へ外傷を負わせ、必要な治療を受けさせないで、肺感染症により死亡させた疑いがあるとして、実父母が逮捕・起訴されたという事案である。厚労省では、その後、関係自治体から児童相談所や市の対応について確認を行い、その結果、現時点で、母子保健部署において本児の発育状況や養育状況が的確に把握できなかったのではないかと、要保護児童対策地域協議会において本児へのモニタリング体制や進行管理が十分ではなかったのではないかとという課題があると考えている。

こうした課題の対応として、まず、母子保健部署における乳幼児健診未受診者の発育状況の的確な把握や、養育不全の兆候が疑われる場合の虐待対応部署との速やかな連携、2つ目として、要対協において、地域の関係機関の協力を得て、養育状況を把握するためのモニタリング体制の構築等について、その取組が徹底されるよう全国の市町村に周知を図る。

さらに、その取組を推進するために、全国の都道府県等に対して、市町村職員の専門性強化のため、模擬事例を用いた演習等による研修実施を要請しているほか、厚生労働省においても、母子保健施策を通じた虐待防止対策に関する実態調査及び好事例の収集を実施してまいりたい。

#### 【池永内閣府男女共同参画局長】

資料4をご覧ください。平成30年度の全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、約11万4千件で過去最多となり、平成26年度以降、5年連続で10万件を超えている。DVが行われている状況下では、子どもへの虐待の制止が困難となる場合もあり、昨年の痛ましい児童虐待死事件の背後にもDVがあったと指摘されている。また、子どもの前でDVが行われる、いわゆる面前DVは心理的虐待に当たることから、児童虐待対応とDV対応の連携を強化し、被害の早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。

1枚目の事業であるが、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」において、児童虐待防止推進月間と連携し、ダブルリボンバッジの作成や配布等により、DV対応と児童虐待対応との連携強化を推進した。

また、現場における連携の推進のため、DV対応に当たる相談員等に対する研修項目に、児童虐待や児童虐待に関連した内容を加えるとともに、新たに児童相談所の職員を追加して実施している。さらに、DVと児童虐待対策の連携に関する事例集を作成し、自治体窓口や相談機関に周知を行っていく。来年度においても、引き続き、配偶者暴力相談支援センター、DV被害者のための民間シェルター、児童相談所が一堂に会した研修を実施することとしている。

さらに、2枚目の資料に記載されているとおり、DVや児童虐待の被害者を母子一体で受け入れる体制整備など、民間シェルターの先進的な取組を推進するパイロット事業を新規に実施することとしている。

今後とも、関係省庁との連携を深めつつ、DV対策と児童虐待対策の連携強化を進めてまいりたい。

#### 【小田部警察庁生活安全局長】

児童虐待防止対策に関する警察庁の令和2年度当初予算案の概要について説明する。警察庁においては、累次の関係閣僚会議決定や昨年の改正児童福祉法等を踏まえ、児童相談所等の関係機関との連携強化、警察の対応力の強化に向けた取組を推進しているところである。特に、被害児童の負担軽減等のために児童相談所や検察と連携して行う代表者聴取や、被害児童の支援・保護に際しては、児童の保護や心理についての専門的な知識を有する警察職員が児童相談所の児童福祉司と密接に連携することによって、個々の被害児童の

状況の把握や適切な対応が可能となるものと考えている。しかしながら、警察において被害児童の心理に関する専門的資格を有する者は約3割であることから、令和2年度予算案において、相談業務に従事する職員に公認心理師の資格取得に必要な経費を補助することで、より専門性の高いカウンセリング技術を身に付けさせ、支援体制の充実を図ることとしている。

#### 【内藤総務省自治財政局長】

資料6をご覧ください。総務省では、「児童虐待防止対策に関する抜本的強化について」を踏まえ、令和2年度においても地方財政措置の拡充を図ることとしている。具体的には、児童相談所の地方交付税措置について、道府県の標準団体に児童福祉司5名、児童心理司2名を増員することとしている。全国的には児童福祉司を約400名、児童心理司を約180名増員することを計画している。

また、厚生労働省の令和2年度予算案において、一時保護所職員について、児童入所施設措置費の算定上の特殊勤務手当の額を月額2万円まで拡充し、処遇改善を図ることとされたことを踏まえ、児童福祉司の特殊勤務手当についても、令和2年度の普通交付税における積算単価を月額12,160円から月額20,000円に引き上げるとともに、その算入対象に児童心理司及び保健師も加えることとしている。

今後とも、児童虐待防止対策の推進に向け、関係省庁と連携しながら、適切に地方交付税措置を講じてまいりたい。

#### 【川原法務省刑事局長】

資料7をご覧ください。まず、児童が被害者となる事件における検察庁の取組を説明する。検察庁においては、平成27年10月から警察及び児童相談所との連携強化として、児童虐待の被害児童等の事情聴取に先立って、これらの関係機関で協議を行い、その代表者が聴取する、いわゆる代表者聴取の取組を積極的に実施している。平成27年10月から平成30年度上半期までの間に、児童が被害者となる事件について、1,800件を超える代表者聴取を実施している。平成30年度上半期において、699件が実施されているなど、現場で着実に取組が定着している。なお、平成30年度の下半期については、現在、集計中である。

このような取組に、より適切に対応するため、検察庁における児童聴取室の整備や、人的体制等の整備を図るために必要な経費として、令和2年度予算案では、約6千5百万円を計上している。具体的には、代表者が聴取している様子を他の機関の担当官が別室でモニタリングしながら、必要な聴取事項をリアルタイムで伝達するための設備を整備する経費や、検察官に聴取方法等を習得させるための研修経費、専門家から児童心理に関する助言を聴取するための謝金等となっている。

検察庁においては、引き続き、関係機関との連携を強化し、児童虐待事案に適切に対応してまいりたい。

#### 【菊池法務省人権擁護局長】

資料7の2枚目をご覧ください。児童虐待は、早期発見・早期対応が肝心であるが、法務省の人権擁護機関においては、これまで被害児童が発信するSOSを見落とさないよう、子どもの人権SOSミニレターや、全国共通のフリーダイヤルなど、多様な相談窓口を設置してきたところである。令和2年度予算案では、SOSミニレターを学校に常設するためのラックの設置費用や、LINEによるSNS相談を拡大して実施するための費用など、相談体制の強化等に係る必要経費を計上している。

このような施策を通じて、児童虐待の早期発見・早期対応に一層取り組んでまいりたい。

#### 【寺門文部科学省総合教育政策局社会教育振興総括官】

資料8をご覧いただきたい。相談体制の充実に関して、スクールカウンセラーについては、全公立小中学校に対して配置、スクールソーシャルワーカーについては、全中学校区に対して配置する事業を引き続き実施するとともに、来年度では、それぞれ1,000校ずつ児童虐待のための重点配置を行うこととしている。また、SNS等を活用した相談事業に関しても、引き続き取り組んでまいりたい。

学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市の教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、令和2年度より、普通交付税措置を行っている。

最後に、児童虐待の未然防止・早期発見の観点から、地域における家庭教育支援基盤構築事業について、家庭教育支援チームにおける相談体制の強化等を図っているところである。引き続き、学校、家庭、地域社会と連携した形で、児童虐待の防止に取り組んでまいりたい。

以上